

令和7年度 第1回 国分寺市環境審議会 次第

日 時：令和8年3月17日（火）  
午後2時～  
会 場：市役所 会議室 502

1. 開会

- (1) まちづくり部長 あいさつ
- (2) 委員紹介
- (3) 事務局紹介
- (4) 会長・副会長の選出

2. 議事

環境施策の推進体制等の見直しについて

3. その他

4. 閉会

**【配布資料】**

資料1 - 1… 環境施策の推進体制等の見直しについて

資料1 - 2… 次期（第三次）国分寺市環境基本計画のあり方に係る意見書（写）

参考資料 … 国分寺市環境基本条例

第三次国分寺市環境基本計画／国分寺市生物多様性地域戦略

第三次国分寺市環境基本計画／国分寺市生物多様性地域戦略 実施計画

# 第11期 国分寺市環境審議会委員名簿

任期: 令和8年3月1日から令和10年2月29日

No.	委員氏名	選出区分	備考
1	いまむら しょうへい 今村 昇平	1号委員 公募により選出された市民	
2	おおとも みわ 大友 美輪	1号委員 公募により選出された市民	
3	おおの まさととも 大野 政智	1号委員 公募により選出された市民	
4	おぐち ちか 小口 智香	1号委員 公募により選出された市民	
5	たけうち だいご 竹内 大悟	2号委員 早稲田大学	
6	なかじま けいじ 中島 慶二	2号委員 国分寺市環境アドバイザー	
7	のさわ あつし 野澤 淳史	2号委員 東京経済大学	
8	むぐるま きみこ 六車 貴美子	2号委員 国分寺市環境アドバイザー	
9	あらい ゆういち 荒井 雄一	3号委員 リオン株式会社	
10	こご やすゆき 古後 康之	3号委員 東京ガス株式会社	
11	うえはら えみ 上原 恵美	4号委員 東京都多摩環境事務所	
12	かまだ ともゆき 鎌田 智之	4号委員 東京都多摩立川保健所	

【敬称略 選出区分ごとに50音順で掲載】

1号委員: 公募により選出された市民 2号委員: 識見を有する者 3号委員: 事業者の代表者

4号委員: 関係行政機関の職員

## 環境施策の推進体制等の見直しについて

### 1. 環境施策の推進体制等の見直しの趣旨

本市の環境施策の推進体制等については、国分寺市環境基本条例において、第27条で環境推進管理委員会、第28条で環境ひろば、第29条で環境ネットワーク、第30条で環境審議会の設置について定めるとともに環境基本計画において各組織を位置付け、これまで各組織の設置・運営に努めてきました。

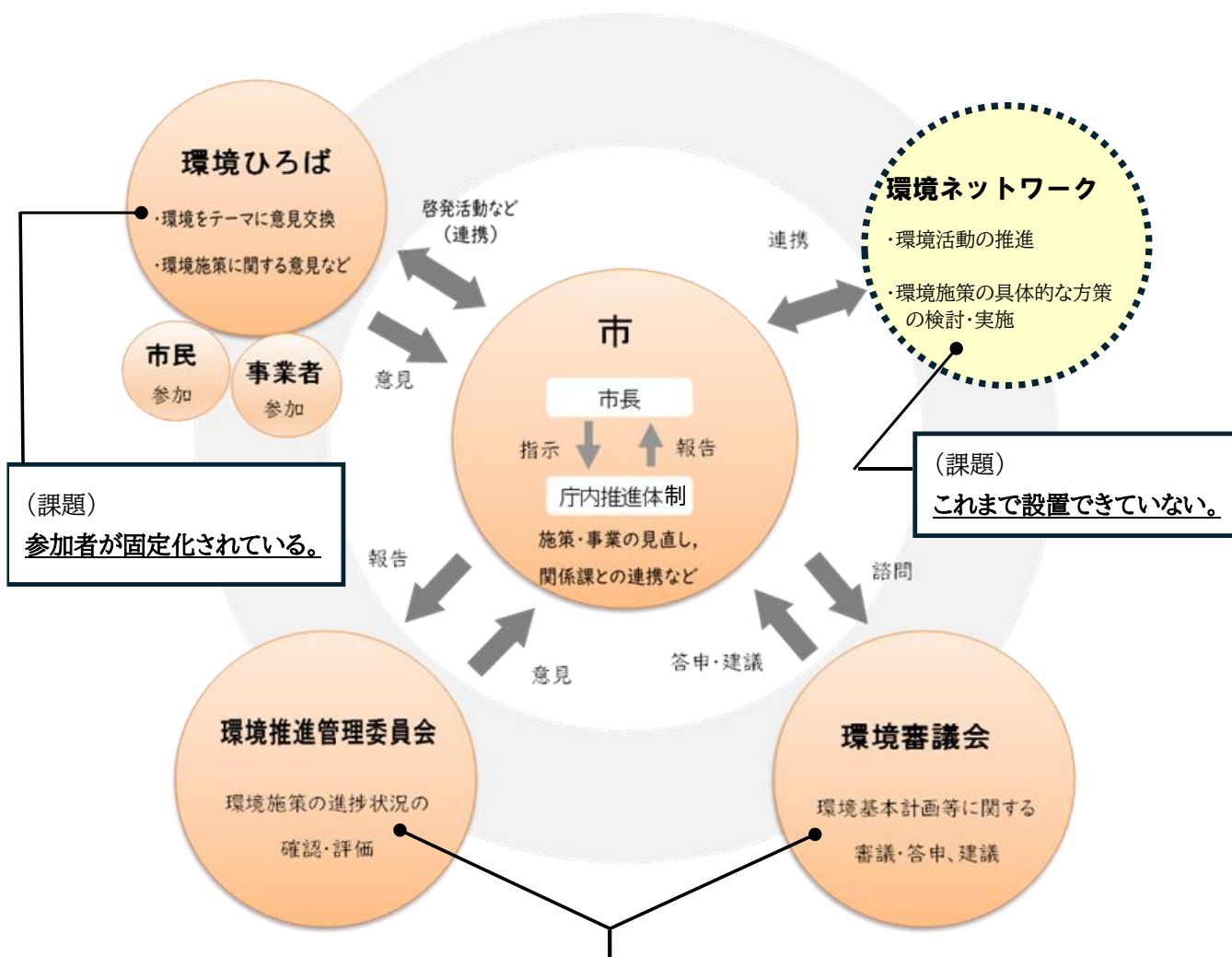
条例制定から約20年が経過し、制定当時の想定と現在の実態との間に乖離が生じています。さらに、近年は脱炭素社会の実現や生物多様性の保全など、環境分野における課題が多様化・高度化しており、従来のように会議体において議論を重ねるだけでなく、関係主体が柔軟に連携し、実践的な取組を迅速に進めていくことが求められています。

また、行政運営においても、会議の効率性や実効性を重視した体制づくりが求められており、効率的・効果的に施策を推進できる仕組みへと見直す必要があります。

このような状況を踏まえ、本市における環境施策の推進体制等について、現状に即した形へ整理・再構築することを目的として、見直しを行います。

- 本市の環境施策の推進体制等は、環境推進管理委員会・環境ひろば・環境ネットワーク・環境審議会があり、環境基本条例（第27条～第30条）で定めるとともに、環境基本計画で位置付けている。
- 条例制定から約20年が経過し、条例と実態との乖離がみられ、現在の社会状況や現状を踏まえた仕組みに見直す必要がある。

## 2. 推進体制の役割と課題



(経緯)  
環境審議会と環境推進管理委員会の役割の重複について指摘があり、令和4年度環境審議会でも役割を整理した。

【マネジメントサイクルにおける役割】  
環境審議会：課題を把握し、計画の見直し(・策定)を行う。  
環境推進管理委員会：点検・評価を行う。

(課題)  
●計画運用の後、課題等を把握し、計画改定を行うことを踏まえれば、計画運用における各施策の点検・評価から計画改定までを一つの会議体で実施するほうが効率的であると考えられる。  
●推進管理委員会では、公募委員の確保に苦慮している。

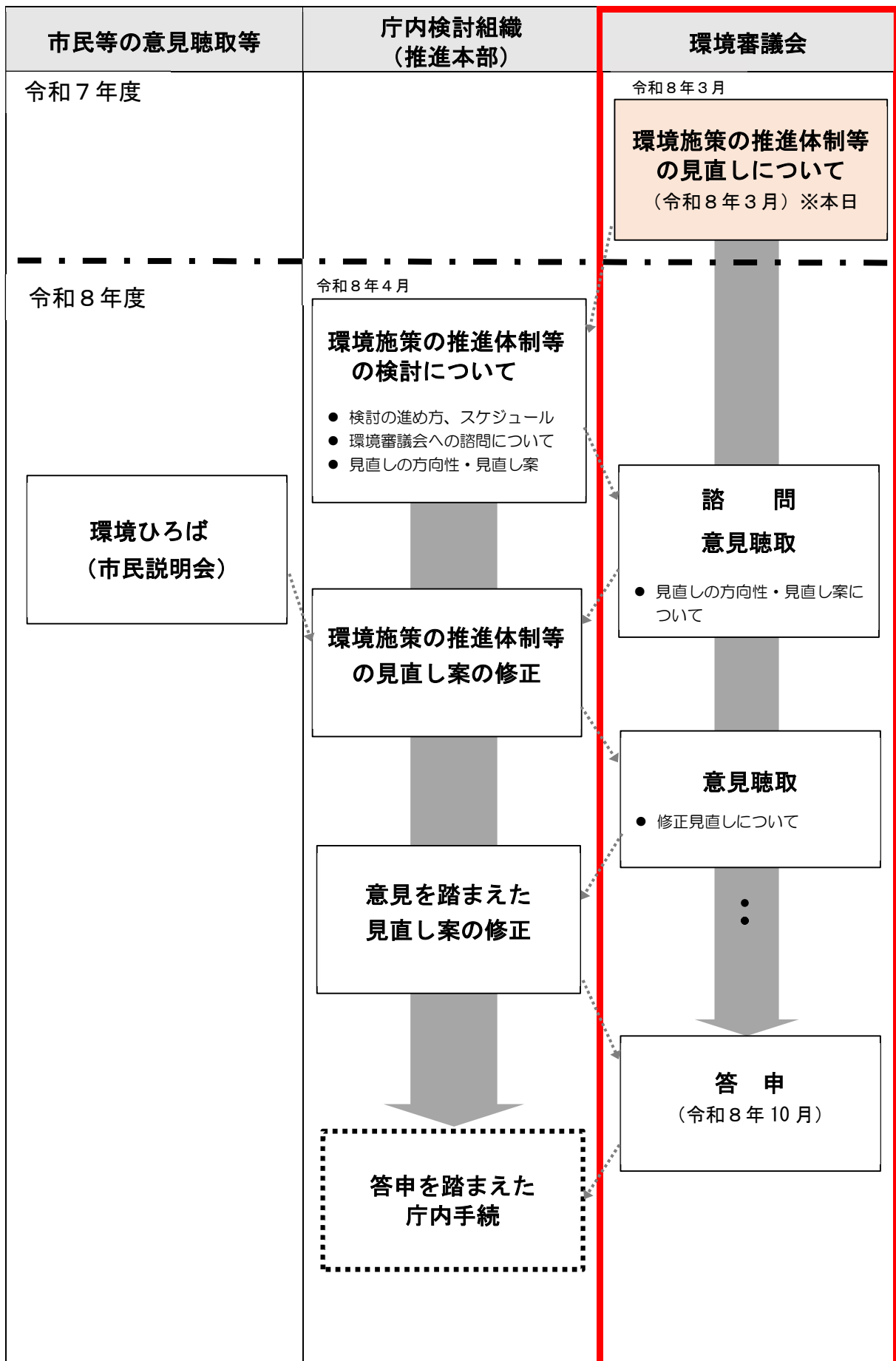
(第二次環境基本計画を基に作成)

## 3. 見直しの進め方

本審議会でも審議いただくとともに、環境ひろばを実施して市民等の意見を聴取する。さらに市内検討組織で協議を行った上で見直し内容を取りまとめていく。

## 4. 推進体制等の見直しの流れ（予定）

【令和7・8年度】 ※審議の状況により、意見聴取の回数は増減します。



## 各組織について

## (1) 環境審議会

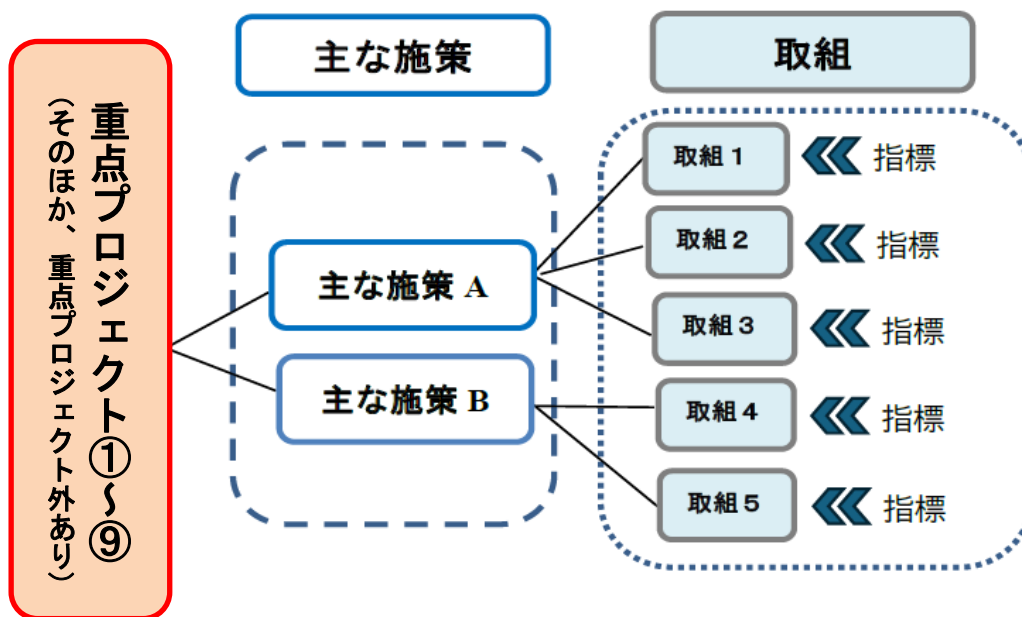
環境基本条例 第 30 条 (抜粋)	<p>第 1 項 市の環境の保全、回復及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を審議するため、市長の附属機関として国分寺市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。</p> <p>第 2 項 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、答申するほか、当該事項について市長に建議することができる。</p> <p>(1) 環境基本計画等に関すること。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全、回復及び創造に関する基本的事項に関すること。</p>	
現状	年間開催回数	年 3 回程度 (おおよその平均)
これまでの開催状況 (H27 年度以降)	<p>① 環境報告書 (案) の内容について (H27~R 3 年度)</p> <p>② 計画の策定・改定に係る内容について</p> <p><b>【環境基本計画・実施計画、地球温暖化防止行動計画】</b> (H28・H30・R 2・R 4~R 6 年度)</p> <p>第二次環境基本計画に掲載するマネジメントサイクルでは、環境審議会と環境推進管理委員会の役割が重複するとして令和 4 年度環境審議会で役割の整理を行った。(資料 1-2 別紙 P. 3・P. 5 図 2 参照)</p> <p>〈マネジメントサイクルにおける役割〉  <b>環境審議会：課題を把握し、計画の見直しを担う</b>  <b>環境推進管理委員会：点検・評価を担う。</b></p>	
今後について	令和 11・12 年度に環境基本計画・実施計画、ゼロカーボン行動計画、市役所ゼロカーボン行動計画を改定予定 (それまでの間は、課題点の把握を行う。)	
課題	<u>計画の点検・評価は別組織が担っている。そのため計画改定を審議するためには、市の現状や課題についてあらためて審議会として整理・理解し直さなくてはならない。</u>	
(参考情報) 条例制定時の懸念事項	条例制定時より役割の重複が懸念され、効率化の観点から機能の一本化を図ったほうがよいとの意見も出されていた。	

## (2) 環境推進管理委員会

環境基本条例 第 27 条 (抜粋)	第 1 項 市長は、環境基本計画に基づき実施される施策等に関し、進捗状況の管理及び評価を行うため、市民参加による国分寺市環境推進管理委員会を設置しなければならない。	
現状	年間開催回数	年 4 回程度
これまでの開催状況 (H27 年度以降)	<p>①第二次環境基本計画実施計画の確認・評価について (毎年)</p> <p>②第二次環境基本計画実施計画の総括 (R5 年度)</p> <p>第二次環境基本計画実施計画に位置づける取組の進捗状況について確認するとともに 9 つの重点プロジェクトの実施状況について評価を実施</p> <p>【第二次環境基本計画実施計画 (後期)】 重点プロジェクト数：9 施策数：52 (延べ数。再掲載を含む。) 取組数：160 (延べ数。再掲載を含む。)</p>	
今後について	<p>第三次環境基本計画実施計画の確認・点検</p> <p>【第三次環境基本計画】 戦略数：4 基本方針数：16 取組数：112</p> <p>※第三次環境基本計画実施計画においては、戦略ごとに進捗状況を確認することを検討</p>	
課題	<p><u>環境審議会同様公募委員を每期募集しているが、応募がないことも多く、委員の確保に苦慮している。</u></p>	
(参考情報) 他市(多摩 25 市)状況	<p>環境審議会等附属機関のほかに環境基本計画等の外部評価機関を設置している団体 (又は計画の進捗の確認・評価に関わる外部機関が 2 以上ある団体) 5 団体</p> <p>※各市の環境基本計画等から確認</p>	

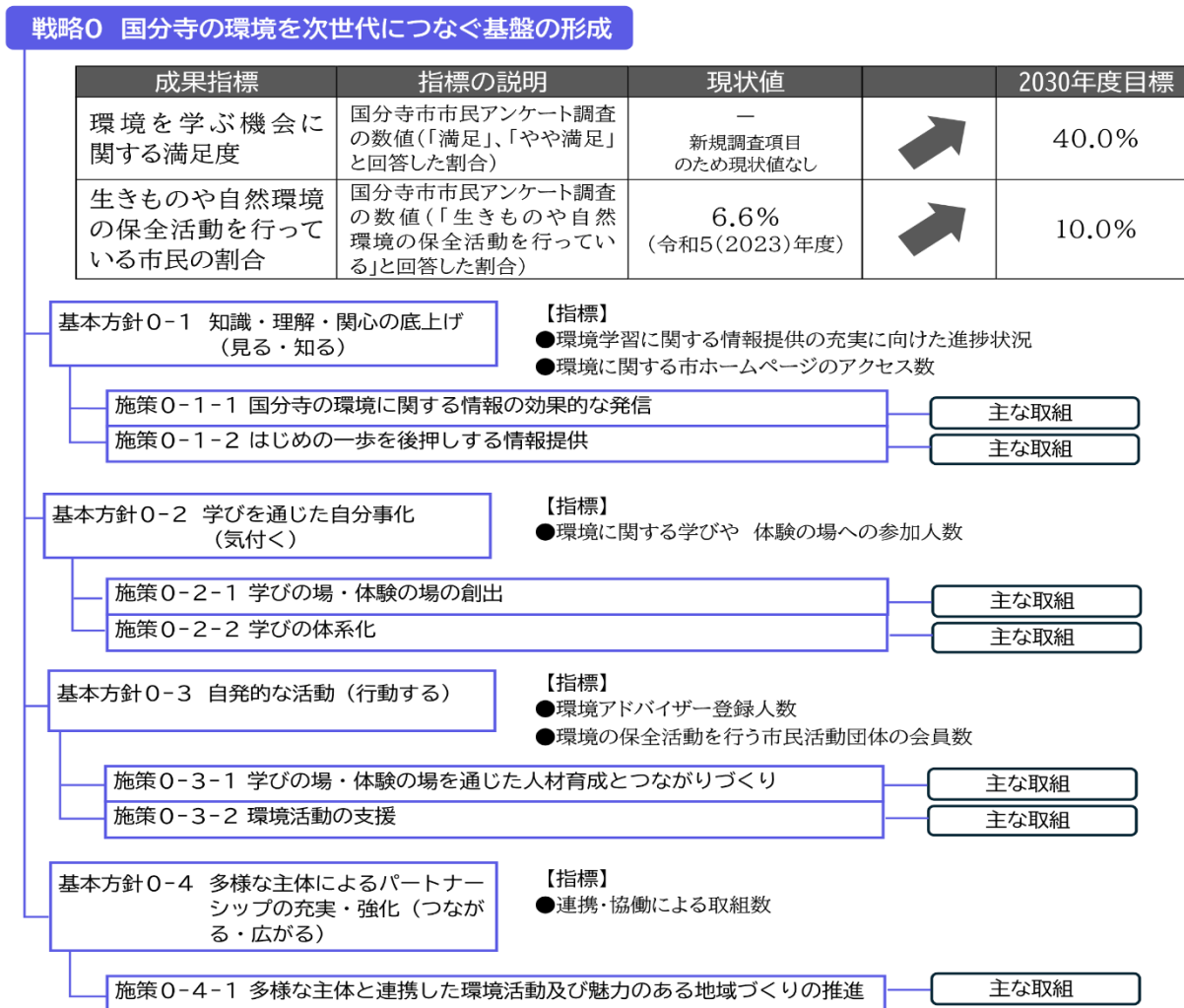
## 第二次環境基本計画と第三次環境基本計画の体系

### ●第二次環境系本計画



### ●第三次環境系本計画

<構成(例:戦略0)>

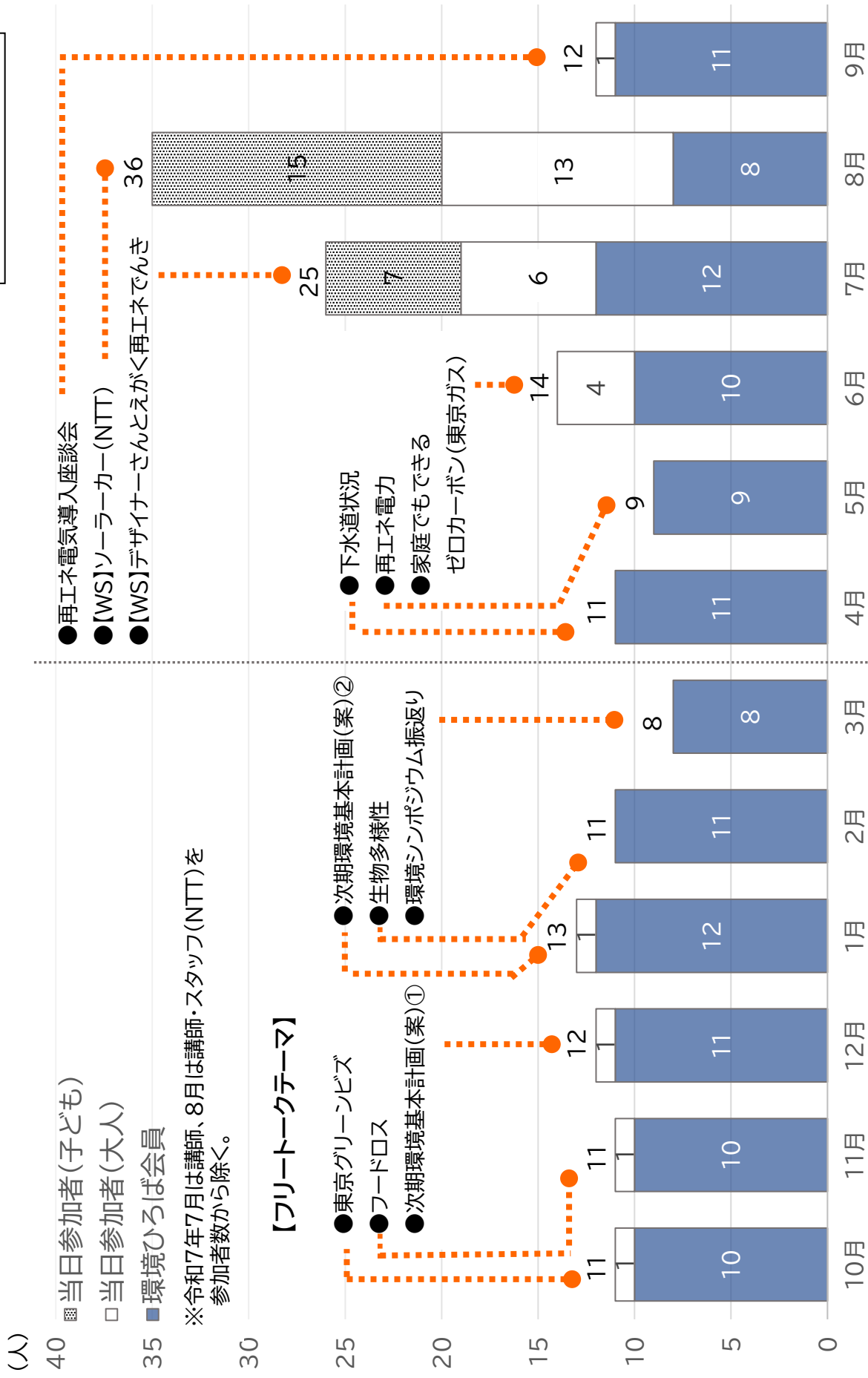


### (3) 環境ひろば

<p>環境基本条例 第28条(抜粋)</p>	<p>第1項 市長は、市民及び事業者が環境の保全、回復及び創造に関する意見を自由に交換するため、国分寺市環境ひろばを設置するものとする。</p> <p>第2項 環境ひろばは、環境基本計画実施計画及び環境配慮指針その他環境の保全、回復及び創造に関する事項について、市長に意見を述べることができる。</p>	
<p>現状</p>	<p>年間開催回数</p>	<p>年11～12回 ほか、国分寺まつりに出展、環境シンポジウムを共催</p>
<p>これまでの開催状況</p>	<p>市民及び事業者が環境の保全、回復及び創造に関する意見を自由に交換する場として、各回でテーマを設定し、フリートークとして実施</p> <p>【令和6～7年度の実施状況】 次ページ参照</p>	
<p>課題</p>	<p><u>参加者が固定化されており、新たな参加者を呼び込んでいく必要がある。</u></p>	
<p>課題を踏まえた今後について (R8年4月～)</p>	<p>参加する方々や関係する方々を増やす取組に注力し、環境ひろばの参加者の広がりにつなげていく。</p>	

# 環境ひろばの参加者の推移について

建設環境委員会  
(令和7年10月23日)  
資料



令和6年度

令和7年度

#### (4) 環境ネットワーク

<p>環境基本条例 第 29 条 (抜粋)</p>	<p>第 1 項 市長は、市民及び事業者による環境の保全、回復及び創造に関する活動を推進するため、国分寺市環境ネットワークを設置するものとする。</p> <p>第 2 項 環境ネットワークは、環境基本計画の優先施策、環境基本計画実施計画及び環境配慮指針の推進に関して具体的な方策を検討し、<u>実施するものとする。</u></p>
<p>現状</p>	<p>設置なし</p>
<p>条例制定時の 想定</p>	<p><u>既に活動している団体が、それぞれの得意分野を活かして環境基本計画等を推進していくために、共通のテーマをもって活動を具体的に推進していく。</u></p>
<p>設置に向けた これまでの動き</p>	<p>主に環境ひろばで協議してきた（平成 16～平成 22 年頃）。 （協議の場でも出された主な意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●まずは、環境ひろばで有志を募って、活動団体の意見の取り込み方等の議論からスタートさせたい。</li> <li>●組織よりもまずは雰囲気づくりを優先させ、<u>各団体のリーダーが参加しやすいような形作りから始めたほうが良い。</u>ホームページを活用して参加のメリットを与えるなど、参加意欲を持たせる工夫も必要だろう。</li> <li>●<u>市が主体で環境ネットワークを設置し、市民活動団体を募っても市民活動団体を繋げるのは難しいのではないか、</u>という懸念もある。</li> <li>●環境ネットワークをつくるためには、市内の各市民活動団体との連携が必須であるが、<u>各々の団体は独自の考えを持っているので、連携というのは難しい。</u></li> <li>●<u>共通の目標、課題などが無いと、環境ネットワークの設置は難しい</u>と思う。それに市内には環境関連の市民活動団体はそんなに多くはない。</li> </ul> <p>→環境情報ライブラリー(平成 28 年までまちづくりセンター内に設置)に配架する環境分野の市民活動団体の情報を収集する中で、市民活動団体と関係を築きながら、徐々に環境団体の環境ネットワークへの参加気運を高めていくものとして整理した。</p>
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>活動団体の得意分野を活かした市との協働については、環境基本計画の各取組の中ですでに取り組んでいる。</u> <u>【緑地保全活動、自然体験活動 等】</u></li> <li>●<u>活動団体においてはそれぞれの活動方針に基づき自らの活動を実施している。</u></li> </ul>
<p>(参考情報) 他市(多摩 25 市)状況</p>	<p>環境ネットワークの類似組織を設置している団体 1 団体 ※各市の環境基本計画等から確認</p>



写

令和5年3月23日

国分寺市長 井 澤 邦 夫 様

国分寺市環境審議会

会 長 中 西 由 美 子

次期（第三次）国分寺市環境基本計画のあり方に係る意見書

国分寺市環境審議会では、令和5年度より検討される予定である次期（第三次）国分寺市環境基本計画のあり方について、現行計画である『第二次国分寺市環境基本計画』（平成26年3月策定）の課題を踏まえ、協議いたしました。

つきましては、次期（第三次）国分寺市環境基本計画のあり方について、別紙の内容を踏まえた計画の検討を行い、国分寺市の豊かな自然を未来に継承するとともに、持続可能な社会を構築することに寄与する、新たな国分寺市の環境の保全、回復、創造に係る計画を策定するよう求め、意見書を提出いたします。

## 次期（第三次）国分寺市環境基本計画のあり方について

国分寺市環境基本計画は、環境の保全、回復及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とし、国分寺市環境基本条例（平成16年条例第21号）第7条に基づき策定するものである。

また、環境基本計画の適正な進行管理を行うため、計画に基づく施策の実施状況を環境推進管理委員会において点検・評価を行い、環境報告書として取りまとめ、公表している。

令和4年度、本審議会では、『第二次国分寺市環境基本計画』（以下、「第二次環境基本計画」という。）の計画期間が令和6年度で終了することを見据え、環境報告書を基礎資料として、現行計画及び推進体制について、改善の方向性を協議してきたところである。

協議の中で「市民にとって分かりやすい計画」、「社会環境、市の環境課題の変化への柔軟な対応」、「マネジメントシステム」といった視点での課題が見えてきた。

これらを踏まえ、本審議会では、計画内容の検討に入る前に、環境基本計画のあり方について、以下の4項目について、指摘要望するものである。

- 1 次期計画のフレーム・構成について
- 2 次期計画の策定プロセスについて
- 3 次期計画の運用（マネジメントシステム）について
- 4 次期計画における取組の公表（環境報告書）について

## 1 次期計画のフレーム・構成について

---

第二次環境基本計画の構成について、以下を課題として指摘する。

- ・ 現行計画の将来ビジョンは目標としてはあいまいである。目標を明確にした上で、バックキャストで施策を考えていく必要がある。
- ・ これまでの環境基本計画は市民意見の集約であり総花的である。計画において位置付けるにはなじまない、日常的な取組も多く計画に含まれており、整理する必要がある。
- ・ 重点プロジェクトが計画においてどのように機能しているか分かりづらい。むしろ、取組は施策目標を達成するためのものであることから、重点プロジェクトとして組み上げる必要はない。
- ・ 第二次環境基本計画は11年を計画期間とした長期計画であるが、時代の変化やそれに伴う環境状況・市民意識の変化に対応できていない。

上記の課題を踏まえ、次期計画において以下を検討することを要望する。

- (1) 総花的な計画を見直し、環境に関する社会的要請や市の環境課題、市の特性などを中心とした計画とするとともに、市の将来ビジョンに対し実効的な施策・取組により構成される計画とすること。あわせて、第二次環境基本計画における計画の対象分野や重点プロジェクトについて、再考すること。
- (2) 現状把握、市民の意識の把握を踏まえた課題が提示され、そこから導かれる市の将来ビジョン、施策の方向性が明示される必要がある。また、それに対し、どのような成果を出すことができたのか理解しやすい目標と指標の設定を行うこと。
- (3) 変化する環境課題や環境に関する社会的要請等に柔軟に対応することができるよう、計画期間中における施策の見直しや追加に対応できる仕

組みを構築すること。

- (4) 市民が計画の内容を理解しやすいよう、概要版の作成について検討すること。

## 2 次期計画の策定プロセスについて

次期計画の策定にあたっては、以下の点を踏まえ、次ページ図1のプロセスにより検討を進めることを提案する。

- ・ 計画策定に対する環境審議会、環境推進管理委員会、環境ひろばの関わり方の明確化
- ・ 各検討段階における市民意見の聴取
- ・ 意識調査に若者世代を取り込むこと等、若者世代に関わってもらふことを含め、市内大学と連携した新たな手法の活用

## 3 次期計画の運用（マネジメントシステム）について

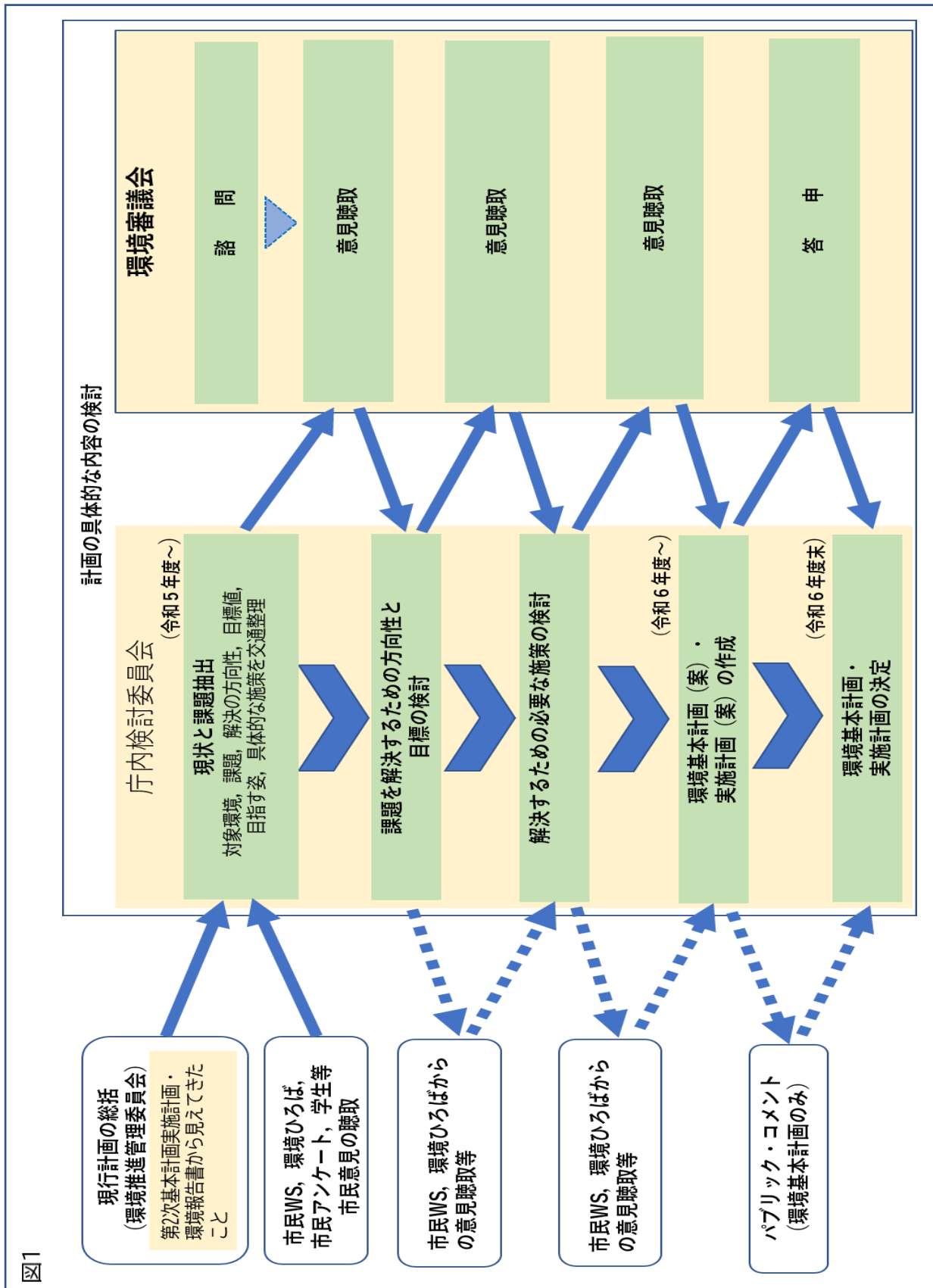
第二次環境基本計画の運用について、以下を課題として指摘する。

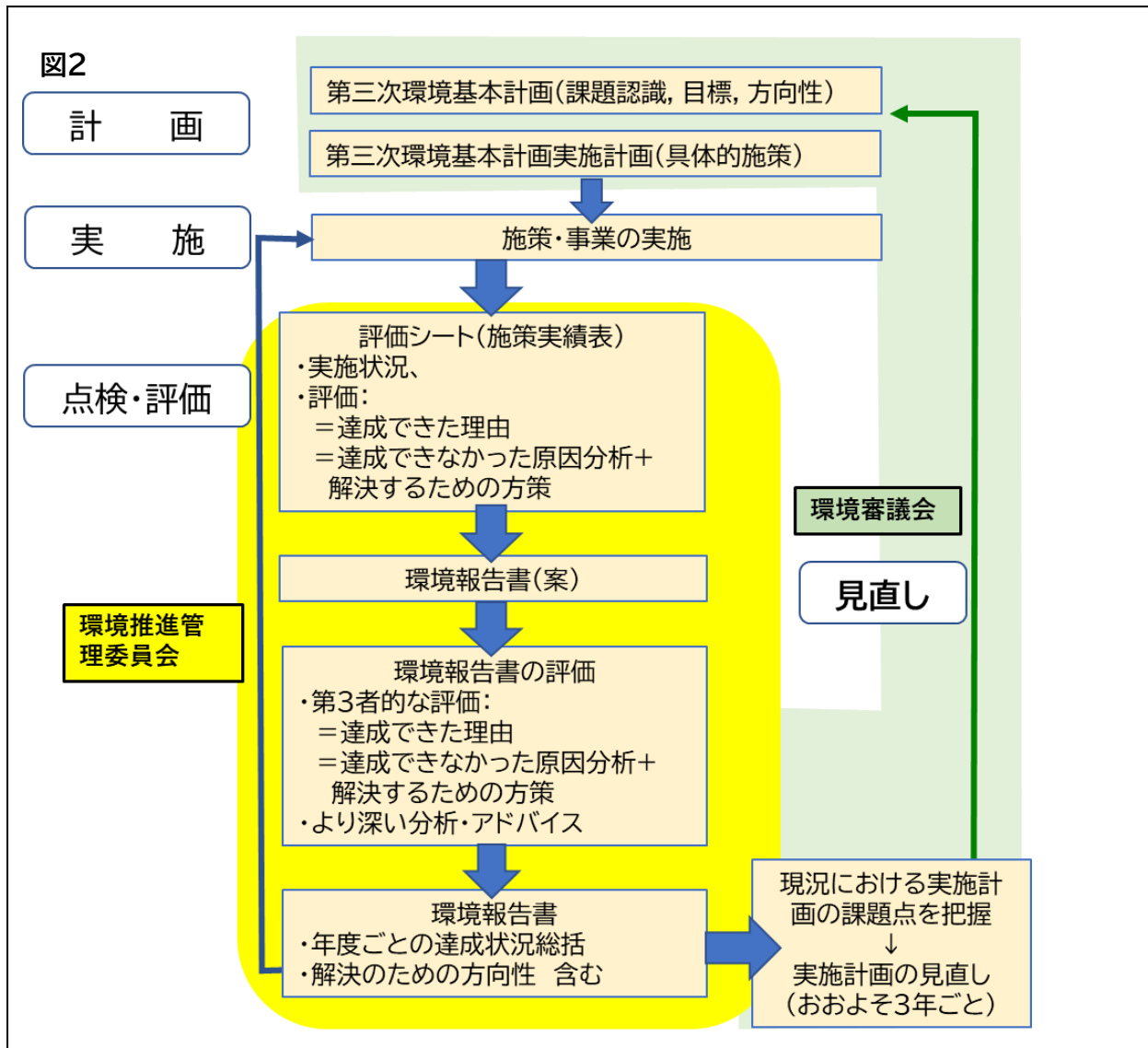
- ・ 環境推進管理委員会の所掌である「評価」のプロセスに、一部、環境審議会の役割が記載されており、プロセスの重複といった弊害を生じている。
- ・ 第二次環境基本計画実施計画の取組の指標や評価の手法では、指標の達成や評価が数値上は順調であっても、取組と施策の目指す姿、将来ビジョンとの関連性が不明瞭なものが少なくない。

上記の課題を踏まえ、次期計画において以下を検討することを要望する。

- (1) マネジメントサイクルにおける、環境審議会、環境推進管理委員会の役割を明確にし、5ページ図2のとおりマネジメントシステムを構築すること。
- (2) 取組や施策の目指す姿、将来ビジョンに対してどの程度達成できたのか等

を評価できる本質的な指標を精査し、成果を分かりやすく伝えることのできる内容についてはアウトカム指標等を設定すること。





#### 4 次期計画における取組の公表について

第二次環境基本計画について、以下を課題として指摘する。

- ・ 現行の環境報告書は市民にとって読みにくく、市の環境行政を理解しにくいため、記載方法の工夫が必要である。
- ・ 環境報告書は冊子として印刷しているが、冊子の必要性について検討する必要がある。

上記の課題を踏まえ、次期計画において以下を検討することを要望する。

- (1) 市の環境の現状、目標とする将来像にどの程度近づけたのか、目標達

成に当たっての課題が市民にとって分かりやすい報告書とすること。

- (2) 概要版の作成含め、取組の成果を市民に届きやすい形式で発信する手法を検討，実施すること。

○国分寺市環境基本条例

平成16年9月30日

条例第21号

改正 平成28年12月28日条例第38号

令和7年3月31日条例第13号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境基本計画等（第7条・第8条）

第3章 施策の推進

第1節 施策の方向性（第9条—第12条）

第2節 具体的施策の推進（第13条—第26条）

第4章 推進体制（第27条—第29条）

第5章 環境審議会（第30条・第31条）

第6章 雑則（第32条）

附則

私たち国分寺市民は、国分寺崖線や湧水群などの豊かな自然、史跡武蔵国分寺跡などの貴重な歴史的遺産、さらには江戸時代の新田開発以降、人々の暮らしのなかから生まれた農地や雑木林などの心温まる景観に親しみながら地域固有の文化をはぐくんできました。

その一方、私たちは、大量生産、大量消費、大量廃棄といった社会のなかで、生活の便利さや物質的な豊かさを手に入れた反面、緑や貴重な生物の減少、大気汚染やその他の公害、ごみや資源・エネルギー問題など身近な自然環境から人間はもとよりすべての生物の生存基盤である地球環境にまで深刻な影響を与えてきました。

今日の環境問題は、私たち一人ひとりが被害者であると同時に加害者でもあります。

私たちは、恵み豊かな環境を享受する権利を有するとともに、この環境を守り、将来世代へ引き継ぐ責任があります。

今こそ私たちは、自らが環境に負荷を与えている存在であることを改めて認識し、「環境負荷の少ない持続可能な社会」を築き上げるため、行動を起こさなければなりません。

ここに私たちは、市民、事業者及び市が適切な役割分担に基づき、協働して、環境の保全、回復及び創造に向けての総合的かつ計画的な取組を進めるために、この条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、環境の保全、損なわれた環境の回復及び良好な環境の創造（以下「環境の保全、回復及び創造」という。）について、国分寺市（以下「市」という。）における基本理念を定め、市民、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、環境の保全、回復及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたり市民が健康で安全かつ文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全に支障となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、動植物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全に支障のあるもののうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる生活環境の侵害であって、大気汚染、水質汚濁（水質以外の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等によって、人の健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。

### (基本理念)

第3条 環境の保全、回復及び創造は、市民が健康で恵み豊かな環境を享受し、これを将来世代へ引き継ぐため、人と自然が共生し、環境負荷の少ない持続可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全、回復及び創造は、市民、事業者及び市の適切な役割分担に基づき、これらの者が協働して、自主的かつ積極的に取り組むことによって行われなければならない。
- 3 地球環境の保全は、人類の共通の課題であることを認識し、市民、事業者及び市のすべての活動において、積極的に推進されなければならない。

### (市民の役割)

第4条 市民は、自らの活動が環境への負荷を与える立場であることを認識し、環境の保全、回復及び創造について関心を持つとともに、必要な知識を持つように努めなければならない。

2 市民は、その日常生活において、主体的に環境への負荷の低減、公害の防止その他環境の保全、回復及び創造に努めなければならない。

3 市民は、前2項に定めるもののほか、事業者及び市と協働して環境の保全、回復及び創造に努めなければならない。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、自らの事業活動が環境への負荷を与える立場であることを認識し、事業活動を行うに当たっては、更に環境の保全、回復及び創造に努めるとともに、事業活動に伴って生ずる公害の防止等に努め、環境への負荷の低減に必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工若しくは販売又は役務の提供その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、若しくは廃棄され、又はエネルギーが消費されることによる環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、市民及び市と協働して環境の保全、回復及び創造に努めなければならない。

(市の役割)

第6条 市は、第3条に定める基本理念に基づき、環境の保全、回復及び創造を図るため、基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、環境の保全、回復及び創造に関する施策の策定及び実施に際し、市民及び事業者の意見を反映させるよう必要な措置を講じなければならない。

3 市は、自らの行政活動が環境への負荷を与える立場であることを認識し、自らの行政活動に伴う環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。

4 市は、前3項に定めるもののほか、市民及び事業者と協働して環境の保全、回復及び創造に努めなければならない。

## 第2章 環境基本計画等

(環境基本計画等)

第7条 市長は、環境の保全、回復及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国分寺市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

らない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全、回復及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全、回復及び創造に関する施策の方向性
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全、回復及び創造に関する重要事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映できるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

6 市長は、環境基本計画に基づく施策を推進するため、国分寺市環境基本計画実施計画（以下「環境基本計画実施計画」という。）を策定するものとする。

7 第3項及び第4項の規定は、環境基本計画実施計画の策定及び変更について準用する。

（環境配慮指針）

第8条 市長は、前条の環境基本計画に基づき、市民、事業者及び市がそれぞれの役割に応じて、環境の保全、回復及び創造について配慮するための具体的な指針（以下「環境配慮指針」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、環境配慮指針を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

### 第3章 施策の推進

#### 第1節 施策の方向性

（自然環境の保全、回復及び創造）

第9条 市は、市民生活にうるおいとやすらぎを与える、国分寺崖線緑地、雑木林、農地等の緑、湧水、用水、野川等の水、それらにはぐくまれる動植物の生態系その他の自然環境の保全、回復及び創造のために適切な措置を講ずるものとする。

（生活環境の保全、回復及び創造）

第10条 市は、市民の健康で安全かつ文化的な生活のため、大気汚染の防止、水質汚濁の防止、食の安全性の確保、快適な交通環境の確保、安心して暮らせるコミュニティづくり、特色ある景観づくりその他の生活環境の保全、回復及び創造のために適切な措置を講ずるものとする。

（地球環境の保全）

第11条 市は、市民生活及び事業活動による環境への負荷の積み重ねが地球規模の環境問

題につながっていることを踏まえ、資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の減量及び適正な処理その他の地球環境の保全のために適切な措置を講ずるものとする。

(施策の総合調整)

第12条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策については、環境基本計画との整合を図るものとする。

2 市は、環境の保全、回復及び創造に関する施策について総合的に調整し、推進するために必要な措置を講ずるものとする。

第2節 具体的施策の推進

(財政的措置)

第13条 市は、環境の保全、回復及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(誘導的措置)

第14条 市は、市民及び事業者が生活様式及び事業活動を見直すことにより環境の保全、回復及び創造について適切に行動するよう、助成その他の誘導的な措置を講ずるものとする。

(規制措置)

第15条 市は、公害の原因となる行為その他の環境の保全、回復及び創造に支障を及ぼすおそれのある行為について、必要な措置を講ずるものとする。

(環境管理)

第16条 市は、自らの行為に係る環境への負荷を継続的に改善するため、環境管理を行うものとする。

2 市は、環境管理を行うに当たっては、環境への負荷の低減に関する目標を設定し、当該目標を達成するために計画的な活動を行うとともに、当該活動の実施状況について点検及び評価をし、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。

3 市民及び事業者は、自らの環境への負荷を継続的に改善するため、環境配慮指針に基づき、環境管理を行うよう努めるものとする。

(監視、測定等)

第17条 市は、環境の状況を的確に把握するため、必要な監視、測定等に努めなければならない。

2 市は、前項の監視、測定等によって把握された環境の状況を公表するものとする。

(環境影響評価)

第18条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、環境の保全、回復及び創造に適切な配慮がなされるよう、当該事業又は計画が環境に及ぼす影響を事前に評価するために必要な措置を講ずるものとする。

(国、他の地方公共団体等との協力)

第19条 市は、環境の保全、回復及び創造に関して広域的な取組を必要とする施策については、国、他の地方公共団体等と協力し、その推進に努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第20条 市は、環境の保全、回復及び創造に関する施策を実施するため、情報の収集及び調査研究に努めるものとする。

2 市は、環境の保全、回復及び創造に関する施策を推進するため、必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(公共施設における環境への配慮)

第21条 市は、公共施設の整備及びその運営に関し、資源及びエネルギーの節約、廃棄物の排出抑制等環境への負荷を低減するよう努めなければならない。

(物品購入等における環境への配慮)

第22条 市民、事業者及び市は、環境に配慮した物品の購入又は役務の利用に努めなければならない。

2 事業者は、環境に配慮した物品又は役務の提供に努めなければならない。

(環境学習の推進)

第23条 市民、事業者及び市は、環境の保全、回復及び創造について理解を深め、その活動を推進するため、自ら環境学習に努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者の環境の保全、回復及び創造に関する学習を推進するために、必要な措置を講ずるものとする。

(自主的活動の支援)

第24条 市は、市民及び事業者が行う環境の保全、回復及び創造に関する自主的な活動を支援するために、必要な措置を講ずるものとする。

(市民活動団体、教育機関、研究機関等との連携)

第25条 市は、環境の保全、回復及び創造に関して、市民活動団体、教育機関、研究機関等と連携し、その推進に努めるものとする。

(環境報告書)

第26条 市長は、毎年度、環境基本計画の適正な進行管理を行うため、市の環境の保全、

回復及び創造に関する施策の実施状況を、環境報告書として公表しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による環境報告書の公表に当たっては、環境の保全、回復及び創造に関する実施状況に対する評価を行い、これを付さなければならない。

#### 第4章 推進体制

##### (環境推進管理委員会)

第27条 市長は、環境基本計画に基づき実施される施策等に関し、進ちよく状況の管理及び評価を行うため、市民参加による国分寺市環境推進管理委員会を設置しなければならない。

- 2 国分寺市環境推進管理委員会の組織等については、別に定める。

##### (環境ひろば)

第28条 市長は、市民及び事業者が環境の保全、回復及び創造に関する意見を自由に交換するため、国分寺市環境ひろば（以下「環境ひろば」という。）を設置するものとする。

- 2 環境ひろばは、環境基本計画実施計画及び環境配慮指針その他環境の保全、回復及び創造に関する事項について、市長に意見を述べることができる。
- 3 環境ひろばの組織等については、別に定める。

##### (環境ネットワーク)

第29条 市長は、市民及び事業者による環境の保全、回復及び創造に関する活動を推進するため、国分寺市環境ネットワーク（以下「環境ネットワーク」という。）を設置するものとする。

- 2 環境ネットワークは、環境基本計画の優先施策、環境基本計画実施計画及び環境配慮指針の推進に関して具体的な方策を検討し、実施するものとする。
- 3 環境ネットワークの組織等については、別に定める。

#### 第5章 環境審議会

##### (環境審議会の設置及び組織)

第30条 市の環境の保全、回復及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を審議するため、市長の附属機関として国分寺市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、答申するほか、当該事項について市長に建議することができる。

(1) 環境基本計画等に関すること。

- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全、回復及び創造に関する基本的事項に関すること。
- 3 審議会は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 公募により選出された市民 4人以内
- (2) 識見を有する者 4人以内
- (3) 事業者の代表者 2人以内
- (4) 関係行政機関の職員 2人以内
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議等)

第31条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。ただし、委員の3分の2以上の請求があるときは、議題を審議するため、会長は審議会を招集しなければならない。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。
- 5 審議会の会議は、公開する。ただし、国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例（平成11年条例第26号）第5条（会議の公開）ただし書の規定に該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。
- 6 審議会の庶務は、まちづくり部環境経営課において処理する。

（平成28年条例第38号・令和7年条例第13号・一部改正）

## 第6章 雑則

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に存する国分寺市環境基本計画は、この条例第7条の規定により策定された環境基本計画とみなす。

(国分寺市環境基本計画等検討委員会設置条例の廃止)

- 3 国分寺市環境基本計画等検討委員会設置条例（平成14年条例第5号）は、廃止する。

(国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和40年条例第45号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成28年条例第38号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和7年条例第13号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 令和7年度第1回国分寺市環境審議会議事要約

日 時 : 令和8年3月17日(火) 午後2時～午後3時45分  
会 場 : 市役所 会議室502

### 会議次第

#### 1. 開会

- (1) まちづくり部長あいさつ
- (2) 委員紹介
- (3) 事務局紹介
- (4) 会長・副会長の選出

#### 2. 議事

環境施策の推進体制等の見直しについて

#### 3. その他

#### 4. 閉会

### 配布資料

資料1-1… 環境施策の推進体制等の見直しについて

資料1-2… 次期(第三次)国分寺市環境基本計画のあり方に係る意見書(写)

参考資料… 国分寺市環境基本条例

第三次国分寺市環境基本計画/国分寺市生物多様性地域戦略

第三次国分寺市環境基本計画/国分寺市生物多様性地域戦略 実施計画

出席委員 : 竹内大悟委員(会長)、大野政智委員(副会長)、今村昇平委員、大友美輪委員、  
中島慶二委員、野澤淳史委員、六車貴美子委員、荒井雄一委員、古後康之委員  
計9人

欠席委員 : 小口智香委員、上原恵美委員、鎌田智之委員 計3人

傍聴者 : 1人

事務局 : まちづくり部長、まちづくり部環境経営課3人(課長、係長、担当)

## 1. 開会

- (1) まちづくり部長あいさつ  
公務の都合により割愛(委嘱状は机上配布)
- (2) 委員紹介  
委員の自己紹介を行った。
- (3) 事務局紹介  
事務局(環境経営課長)より事務局職員の紹介を行った。
- (4) 会長・副会長の選出  
以下の者を会長、副会長に選出した(全員賛成)。  
会 長：竹内 大悟 委員  
副会長：大野 政智 委員

## 2. 議事

- (1) 環境施策の推進体制等の見直しについて

●事務局より資料1-1、資料1-2の説明を行った。

竹内会長：資料1-1、2頁目に記載のとおり、市の周りに4つの組織があります。それぞれに活動してきましたが、課題があり、市としてはこの4つの組織との関わりについて見直しをしていきたいという提案でした。どう見直すかについては次回以降の審議会で検討していきます。今回は推進体制の仕組みについて、委員の皆さんより疑問や提案を聞いていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

中島委員：資料1-1、3頁目の推進体制等の見直しの流れ(予定)では、庁内検討組織の最下部に「答申を踏まえた庁内手続」とありますが、答申の内容によっては条例改正を見込んでいるのでしょうか。

事務局：お見込みのとおり、答申内容により条例の見直しが必要であるということであれば、条例改正に向けた手続きを行いたいと考えています。

古後委員：環境審議会と環境推進管理委員会を一つの会議体で実施してはどうかという点についてですが、私は多摩エリアのいくつかの自治体で環境審議会に所属しており、そこでは、環境推進管理委員会の役割も環境審議会が担っています。ですので、一緒であるからといって不都合はないと感じています。環境基本計画の改定時には報告書を評価し、計画の見直しを行うため、数年に一回は議論が増えますが、二つある会議体を一つにまとめるというのは効果的だと思います。

竹内会長：古後委員より、審議会と推進管理委員会を一緒にしてはどうかとご意見がありますが、何年かに一度は審議事項の量が増えるとの指摘がありました。そのあたりの対応について、事務局で何か考えはありますか。

事務局：資料1-1別紙2頁に記載のとおり、第二次環境基本計画実施計画では、重点プロジェクト数9、取組数52、取組数160でしたが、第三次環境基本計画実施計画では、戦略数4、基本方針数16、取組数112と絞っています。また、これまでの環境推進管理委員会では、第二次環境基本計画実施計画の進捗状況の確認について、取組に視点を置いて評価、ご意見をいただいていた。取組へご意見をいただくことは良い一面もありますが、環境施

策全体を俯瞰すると、取組と施策のつながりが見えづらい点がありました。第三次環境基本計画実施計画では、戦略と基本方針に成果指標を設定しており、評価を見る視点を一段階上げたいと考えています。第三次環境基本計画実施計画については、戦略数4、基本方針数16、こちらを中心に評価していただきたいと考えており、省力化ができるのではと考えています。

竹内会長：これまでは160の取組数を見てきましたが、第三次環境基本計画ではもう一つ上位概念の基本方針数16で見ていくことで、審議数、開催数をコントロールしていく、ということですね。取組の細かい所に目が届かないリスクはありますが、そこはどう考えていますか。

事務局：第三次環境基本計画実施計画の具体的な評価は令和8年度の環境推進管理委員会において明確化していきます。そのため、現時点で評価方法の具体的な明示ができませんが、イメージとしては、112の主管課の取組においては各課が自己評価を行い、それを踏まえて16の基本方針から取組112を確認していく、基本方針を確認し、それを裏付ける取組がどのようなものなのかを見ていく流れを想定しております。従前の確認では、最初に160の取組全てを見て、それから重点プロジェクト9を見ていたため、作業ボリュームは多くなっていましたが、今後の流れとしては、基本方針16の方から取組112の確認を行い、戦略4つがどうであるかを見ていく流れを想定しています。環境推進管理委員会で具体的な評価方法が決まり次第、ご報告する予定です。

大野副会長：確かに以前は各取組に指標が設けられ、重箱の隅をつつくような確認が多かったです。ただ、担当課の自己評価によるところが大きくなるため、アウトプット、制度設計をきちんと行わないと審議会ではできないまでの議論には進めないのではないのでしょうか。

竹内会長：各課の自己評価を見て方針に合致しているかどうかを見ることになるため、見せ方や判断基準が不足しているように思います。

事務局：第二次環境基本計画実施計画までは各取組に指標がついており、それを基に進捗状況を確認できましたが、第三次環境基本計画実施計画ではどういう取組なのか分からないといったご指摘があります。従前の自己評価では取組内容を記載してきた経過があるため、踏襲した形で実施計画の取組の概要については説明ができると考えています。第二次環境基本計画実施計画のまとめ方を汲んだ上で第三次環境基本計画実施計画の報告を作成することを想定しています。

中島委員：第三次環境基本計画実施計画では、基本方針には成果指標、数値目標がありますが、そこにぶら下がる施策の取組には数値目標なり成果指標はないということですか。

事務局：お見込みのとおりです。第二次環境基本計画実施計画では例えば啓発イベントの参加者数が成果指標としてあり、それに対して当該年度の実績だけでなく、前年度の実績を記載するようにと推進管理委員会にて指摘を受け、明記してきた経過があります。

中島委員：例えば第三次環境基本計画実施計画16頁の「基本方針1-6気候変動への適応」では、涼み処の設置数が指標として設定されており、非常に具体的な取組、数値であるように思いますが、これが「基本方針1-6気候変動への適応」全体の進捗管理としての評価となるのが不可解です。どういう関係性になるのでしょうか。

事務局：計画策定時において、定性管理ではなく、数値目標で評価していきたいという考えがベースにありました。基本計画を実施計画で具現化する上で継続的に数値が把握できるものとして選定してきた経過があります。暑さに備える主な取組として涼み処の設置数を、気候

変動による災害に備える主な取組として雨水浸透ます、雨水浸透施設の設置数を指標設定しています。ほかにもっといいものがあれば載せられたが、というところです。

中島委員：他自治体や東京都の計画でも、数値目標としたい、定量的評価としたいから数値目標の挙げやすいものが設定されているのでしょうか。このような計画はどこの自治体も策定しているのか、同じような悩みを持っているのではないかと思います。

事務局：次期計画改定においては、整理が必要な部分であると認識しています。他自治体の評価事例でも、各施策に目がいってしまい、俯瞰して見るができないといった課題があります。全体を俯瞰して見る指標として、例えば気温が考えられますが、これは自治体の施策と結びつけることが困難です。市の施策と連動する、把握できる指標として、現時点ではここに落ち着いています。

大友委員：涼み処の設置数が増えていくことが指標の一つであることは理解しますが、涼み処設置に係る費用を別の環境施策へ充てていくほうが全体的な環境にとってはいいかもしれないなど、どこ重点を置いたら環境にとっていいのかを考えてもらおうと、お金の掛け方としても良いのかなと思います。

竹内会長：他自治体の指標設定においても、具体的な項目を挙げていることは多く見られます。例えば基本方針1-6では指標は二つですが、これをもっと増やしてできるだけ網羅的に取り組み、完全には網羅できなくても広がり示すような指標とするところがあるように見受けられます。今回でいうと評価にあたって環境審議会と環境推進管理委員会を実際に一つにした際に、評価の軸が分かりづらい点が懸念点として挙がっています。評価の軸、判断のポイントを事務局にて整理し、方法論が見える中で審議会にて議論を進めていくことが良いと考えますが、いかがでしょうか。

中島委員：一つのやり方として、数字だけで判断することは、数値管理できる指標が少ないことや全体の傾向が見えづらいといった課題があります。施策ごとに、今までどおりなのか、良くなっているのかどうかのトレンドを見るため、施策及び取組に対して矢印で表すことで全体像が見え、施策の定性評価を行うことができるのではないのでしょうか。市民が評価を見るにあたっては定量的なものよりも定性的なものの方がかえっていいのではないかと思います。私が座長を務めている南西諸島の世界遺産委員会ではそういった定性評価で行っています。

事務局：環境推進管理委員会でも視覚化について試行錯誤しています。令和7年度の環境推進管理委員会では総括評価を行いました。重点プロジェクト9つを俯瞰して見るため、各施策の状態から重点プロジェクトの評価を行うよう、グラフ等を用いて定性的評価の視覚化を試みました。令和7年度は後期実施計画の総括評価の意味合いもあったため、重点プロジェクトの総合評価は機械的に達成、未達成の評価を明確に見せる工夫を行いました。満点の達成、少し不足しつつも達成というのが視覚的に円グラフで分かるようにしました。環境推進管理委員会からは全容を掴みやすくなったとご意見をいただいています。

竹内会長：今後、環境審議会でも評価をしていく中でこういったものが見えると心強いです。環境ひろば、環境ネットワークにおいても課題があるといった説明がありました。これらについても委員のご意見を伺いたいです。

今村委員：2030年の環境基本計画の最終目標、戦略ゼロは、市民のマインドとして、最終的には国分寺市民が環境意識を高く持って環境活動に取り組むことが、あるべき姿だと理解していま

す。定量的、定性的にも市民が意識を高く持ち、マインドチェンジができることが目指すべき姿だと捉えています。その目指す姿に対してどう取り組むのが資料1-1の2頁目に示されていると理解します。支えるべき市民が環境ひろばに出てきてくれていない、固定化していることが課題であり、環境ひろばはもっと充実させていくべきだと思います。環境ネットワークがこれまで設置されておらず、今後も設置予定がないのであれば、環境ひろばに注力し、環境ネットワークについては推進体制の輪の中に入れるべきなのか、あえて設置する必要はないかと思います。

事務局：環境ひろばは条例で市民、事業者を打ち出していますが、これまで事業者の参加が20年来ありませんでした。関わる人を増やすといった点で、事業者の協力を得たイベントできっかけをつくり、参加者、関わる人を増やしていきたいと考えています。先日の環境ひろばにおいても、関わる人の拡充に注力するため、月1回開催されている環境ひろばを休止させてほしいといった話をしています。市民のほかにも事業者も集まってくると当初想定していた環境ネットワークの機能が環境ひろばの中に入る可能性も十分あると見込んでいます。まずは関わる人を増やす中で行動変容、意識改革につなげていきたいと考えています。

大友委員：環境ひろばに人が集まらないという課題について、資料1-1別紙5頁に参加人数のグラフにて、人数が増えているものはワークショップをしたときだと説明がありました。人数が少ないほかの回を全てワークショップにするのは難しいと思いますが、ワークショップの方が子どもや学生、その親も参加しやすく、人数も一気に増えるのではないのでしょうか。また、小さいうちから環境の大切さが身につくものだと思うので、ワークショップのような楽しく参加できるものの体制を作っていただくと全体的にもっと人数が増えるのかなと思いました。また、そのワークショップも事業者などの協力を得てワークショップ化させていくと良いのではと思いました。

事務局：事業者と取り組んだ具体的な事例として、令和7年6月に東京ガス株式会社にご参加いただき、「家庭でもできるゼロカーボン」をテーマに環境ひろばを行いました。そのときには、ガス会社である東京ガス株式会社からガスを使わない省エネアイデアなども披露していただきました。また、8月にはNTTの協力を得て、ソーラーカー作成ワークショップを行いました。こちらは前段で、地球温暖化に関する講義を行いました。当日の天気は雲がかかったりかからなかったりしており、ソーラーカーはデリケートなもので、太陽が雲に隠れると走りませんでした。子どもたちは太陽光のエネルギーと扱いの難しさを実体験として学んでいました。日常の些細なことでも今後環境に配慮し行動を変えるきっかけになれば良いと考えています。

大野副会長：環境ひろばには10年以上参加してきました。これは個人的な見解かもしれませんが、環境ひろばの目的は市民と市が環境に関して自由に意見を述べ合っただけでその上で環境基本計画の策定への反映等につながる、パブリック・コメントの前段階の話し合いを目指していたと理解しています。ただ最近、フリートークも形骸化してきていると感じています。環境の身近な問題について話し合っただけで問題点を認識し合うもので、イベントとは異なると考えます。イベントそのものは良いですが、イベントとは異なる価値があると思います。ただここ数年、論点がずれた議論が見受けられたりもします。今までのやり方が良いとは思いますが、市も環境ひろばの理念、目的を失わずに、違う手法があるのであればもう少し

提案して話し合ってもいいのではと思います。環境基本条例立案時に関わったわけではないので環境ネットワークの文言を入れた経緯は分かりませんが、第三次環境基本計画実施計画にも「市民団体と協働して」とか、「市民団体を活用して」といった文言が見受けられる一方、市が主体的に活用しているのか、市民団体側から見て疑問です。環境基本条例上の文言をそのまま残すかどうかは別として、いろいろな市民団体を市として活用する、束ねる方法を打ち出す仕組みとして条例を使ってほしいと思います。環境基本計画実施計画で謳っているものをもっと打ち出したら良いと思います。

六車委員：私も大野副会長と同意見です。環境ひろばはイベントをする場ではないと思っています。ワークショップ等は素敵な企画ではあるので、環境ひろばではないところで大いに実施してほしいです。そこに参加した子どもたちが環境ひろばに戻ってくることになると思います。環境ひろばに事業者が入ってこない原因として、私が参画する区の環境清掃審議会を参考に考えると、そこには農協、学校支援本部、リサイクル業者、町会、商店会等、いろいろなところが入ってきています。様々な区民が入って環境基本計画や実施計画を立てたりしています。ひょっとしたら、環境基本計画の立案、推進体制に事業者も入ってくることが環境ひろば、環境ネットワークを形成する土台になるかもしれないと考えました。

竹内会長：私は狭山丘陵でボランティア団体を束ねる協議会に参画しており、その協議会でも同じように、それぞれ独自の目標がある中で横のつながりで大きくなっています。市、運営側が連携を呼びかける中で、イベントなどを活用しながら横のつながりを作っていく、まとまり、目標を作っています。環境ひろばの元々のテーマを大事にしつつ、市のアイデア、工夫の余地が大いにあると思います。市からは全体4つの役割を見直したいとのことでした。その具体的な案を次回の環境審議会でも出されるとのことなので、今回出した意見を持ち帰っていただき、具体的な案のときに改めて議論できればと思います。そのほか意見はありますか。

古後委員：多摩地方でいくつかの自治体が気候市民会議を行っています。日野市が多摩市、府中市と気候 YOUTH 会議を行っており、調布市、稲城市と自治体間で仲間を増やしています。私は日野市と多摩市の気候 YOUTH 会議に参画し、前半は有識者と、当社を含め複数の事業者にて登壇し講演、後半は市民含め 10 人ほどのグループ 8 テーブルほどで話し合う場がありました。日野市は 1 年を通してメンバーが固定しているので、後半は参加者が打ち解けてきて、講演者と建設的な意見を出し合いながら議論をしていました。参加者は老若男女で様々な意見が出ていました。任期が 1 年のため、年々関わる人が増えていき、行動変容につながっていると感じました。参加した子どもに感想を聞いたところ、明日からこんなことをやってみます、と気づきの場になっていました。任期があり、人が代わる制度であり、これを環境ひろばに当てはめるかどうかは別の議論になりますが、身近な事例として紹介しました。また、率直な意見として、毎月実施しているのは自治体の負担も大きいように感じます。新しい人も呼んで 2、3ヶ月に 1 回程度がよろしいのではと思います。

竹内会長：所沢市では無作為抽出で市民に参加を呼びかけ、市民ワークショップを実施しています。それなりに人が集まって行動変容、意識改革につながっています。アイデアは出うる領域だと思うので次回審議会での具体案提示に期待したいです。今回見直しを提案されている中で、この仕組みがどう変わるのかを提示いただき、その際、想定と違う原因や、反省点を市の中でどう整理しているのかを見せてもらった上で具体提示をいただきたいです。

六車委員：毎年審議事項として環境報告書の確認があったと思いますが、今年度はどうするのでしょうか。

事務局：これまで冊子をする前に審議会にて内容をご確認いただいていたのですが、その確認を行わないという整理になったところです。作成した環境報告書の冊子を次回審議会にて配布いたします。

### 3. その他

#### ●事務連絡

事務局：まず議事要約のご確認についてです。本日ご審議いただきました内容を議事要約としてまとめ、後日皆様にご確認いただきたく、ご連絡申し上げます。もう1点、令和8年度の日程調整についてです。次年度は複数回審議会の開催を予定しております。議事要約の確認と併せメールにて日程調整のご連絡をさせていただきます。

竹内会長：これにて、令和7年度第1回国分寺市環境審議会を閉会します。